

吉田中町商店街協同組合 商品券払戻のお知らせ

～「資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ」～

令和5年11月30日を持って吉田中町商店街協同組合商品券の利用を終了いたします。

払戻申出期間 令和5年12月1日9:00～令和6年3月31日16:00

利用終了後にお手元に商品券がございましたら上記の期間にて払戻申出を受け付けます。

平素より「吉田中町商店街協同組合発行の商品券」をご愛顧頂きありがとうございます。

つきましては、同組合発行の未使用商品券（100円券、500円券、1000円券）につきて

下記の方法で払戻しを行いますのでご案内申し上げます。

記

●払戻しを行う前払支払手段の氏名、商号・名称 吉田中町商店街協同組合

●払戻し対象となる商品券 商品券 100円券 500円券 1000円券

●申出期間 令和5年12月1日(金)9:00から令和6年3月31日(日)16:00まで
上記申出期間に申出をされない方は、本払戻し手続きから除斥します。

●申出方法 ①直接下記事務所へ申出する方法：上記申出期間内に下記の事務所へ申し出下さい。
②郵送で申出する方法：私設封筒にて、下記を明記の上、商品券をご送付ください。
・ご氏名・ご住所・お電話番号（日中連絡可能な電話番号）
(令和6年3月31日(日)の当日消印有効)

なお、郵便事故等により到着しない場合は、当組合では責任を一切負いかねます。

商品券をご郵送頂くのあたり知り得た個人情報のついては、払戻事柄以外に使用しません。

●払戻し方法 ①直接下記事務所へ申出た方：当日額面金額を直接払い戻し致します。
②郵送で申出た方：現金書留にて返信致します。
(申出の際の郵送代及び現金書留における諸費用については、組合で負担します。)

●お問合せ先・送付先 〒959-0244新潟県燕市吉田中町4番16号 吉田中町商店街協同組合
〒959-0256新潟県燕市吉田寿町13番12号 事務代行 橋本電気商会 TEL0256-92-5427
郵送される方は上記のどちらかをお願いします。